

道路交通法の一部改正

お矢のせ

平成29年3月12日スタート



～運転免許証更新時の高齢者講習が変わります～

70歳以上75歳未満のドライバーは…

■70歳以上75歳未満のドライバーが免許証を更新するためには、更新期間満了日の前6ヶ月以内に高齢者講習を受けなければなりません。



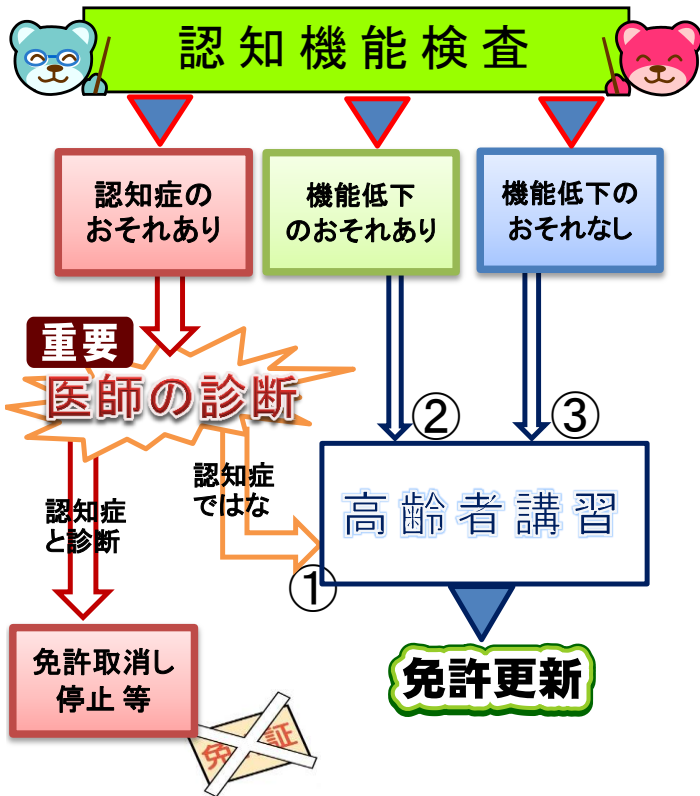
高齢者講習の時間が短縮されます

- ◆現行の3時間から2時間に短縮
- ◆講習手数料…4,650円

75歳以上のドライバーは…

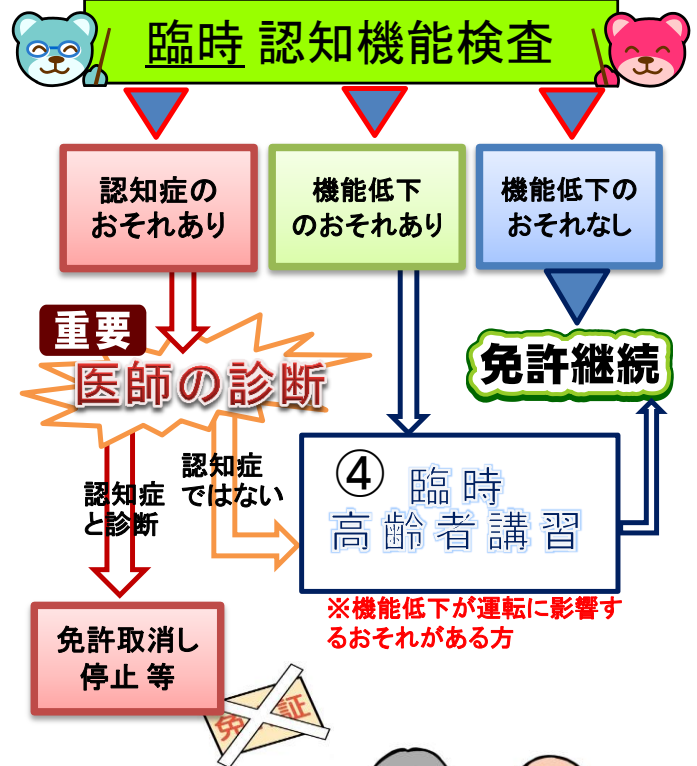
■75歳以上のドライバーが免許証を更新するためには、更新期間満了日の前6ヶ月以内に「認知機能検査」と「高齢者講習」を受けなければなりません。改正後は、「認知症のおそれあり」と判定された方全員が専門医の診断を受け、診断書を提出しなければなりません。

運転免許証を更新するとき



一定の違反をしたとき

※更新期間に関わらず一定の違反をしたとき



- ◆認知機能検査…………… 時間30分、手数料650円
- ◆高齢者講習①②…………… 時間3時間、手数料7,550円
- ◆高齢者講習③…………… 時間2時間、手数料4,650円
- ◆臨時高齢者講習④…………… 時間2時間、手数料5,650円

